

# 「清流の国ぎふリバーサポーター団体」を募集しています

県では、「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、良好な河川環境の維持を進めており、県民の皆様による自発的な堤防除草や河川美化活動（ごみ拾い）、河川巡視活動に支援を行っています。事業の概要は次のとおりです。詳細のお問い合わせ、お申込みは下記へお願いします。

<p>■団体の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が管理する一級河川の河川区域において良好な河川環境を維持するために除草活動又は河川美化活動を自発的に行う団体であること。</li> <li>・ 自治会、ボランティア団体その他の任意団体又はNPO法人、株式会社その他の法人（ただし、宗教法人及び地方公共団体、独立行政法人その他の公法人を除く）であること。</li> <li>・ 団体の運営について定めた規約を有していること。</li> <li>・ 暴力団でないこと。</li> </ul>
<p>□支援対象となる活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草活動※</li> <li>・ 河川美化活動※</li> <li>・ 河川巡視活動※ ※要件あり</li> </ul>
<p>□支援内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除草活動 : @10円×除草面積 (m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 河川美化活動: 15,000円 (1団体※延べ参加人数が30人以上の場合)</li> <li>・ 河川巡視活動: 10,000円 (1団体)</li> </ul>
<p>□手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書等の必要書類を、活動開始日の2週間以上前に、美濃土木事務所施設管理課へ提出してください。</li> <li>・ 毎年度、活動計画書、活動実績報告書を提出していただきます。</li> </ul>



# お手続きの流れ

除草活動のみ

除草活動 + 河川巡視

河川美化活動のみ

河川美化活動 + 河川巡視

活動日の2週間前までに計画書等の必要書類を美濃土木事務所に提出

団体にてボランティア保険に加入

活動開始

活動終了後3週間以内に報告書等の必要書類を美濃土木事務所に提出

美濃土木事務所にて審査後、報償費支給

お問い合わせ

岐阜県美濃土木事務所  
施設管理課

0575-33-4011  
〔内線308〕